

川崎市病院局規程第 15 号

川崎市病院局契約規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和 7 年 5 月 30 日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局契約規程の一部を改正する規程

川崎市病院局契約規程（平成１７年川崎市病院局規程第３９号）の一部を次のように改正する。

第２７条第１号中「２，５００，０００円」を「４，０００，０００円」に改め、同条第２号中「１，６００，０００円」を「３，０００，０００円」に改め、同条第３号中「８００，０００円」を「１，５００，０００円」に改め、同条第４号中「５００，０００円」を「１，０００，０００円」に改め、同条第５号中「３００，０００円」を「５００，０００円」に改め、同条第６号中「１，０００，０００円」を「２，０００，０００円」に改める。

第３２条第１項第１号中「１，０００，０００円」を「２，０００，０００円」に、「２，５００，０００円」を「４，０００，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この規程は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この規程の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係るこの規則による改正前の川崎市病院契約規程第３２条第１項第１号に規定する契約で同日以後に締結されるものの契約書の作成の省略については、なお従前の例による。

制 定 理 由

地方公営企業法施行令の一部改正に伴い、随意契約によることができる場合の額の範囲を改めること等のため、この規程を制定するものである。